

石垣島マラソン記録計測業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、石垣島マラソンの記録計測業務について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、石垣島マラソン記録計測業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査及び評価を付与し、当該業務にふさわしい候補者を特定する。

- (1) 審査基準に関すること
- (2) 企画提案書類の評価に関すること
- (3) その他選定に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、石垣島マラソン実行委員長及び常任委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は石垣島マラソン実行委員長を、副委員長は石垣島マラソン実行副委員長をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、石垣島マラソン事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第2条に規定する事務が完了した日限り、その効力を失う。